

(例規 2 4)

陸幕人教第 2 0 0 号
令和 4 年 3 月 2 4 日

陸 上 総 隊 司 令 官
各 方 面 総 監 殿
各 部 隊 長
各 機 関 の 長

陸 上 幕 僚 長
(公 印 省 略)

海外渡航承認申請手続の細部実施要領について (通達)
(人教定第 2 1 6 号)

標記について、令和 4 年 4 月 1 日から別紙のとおり実施するほか、陸自業務システムのホームページに掲載する「海外渡航承認申請手続に係る細部実施要領の解説」を業務の参考として活用されたい。

なお、陸幕人教第 2 1 1 号 (3 1 . 3 . 2 0) 「海外渡航承認申請手続の細部実施要領について (通達)」及び陸幕人教第 2 1 2 号 (3 1 . 3 . 2 0) 「「海外渡航承認申請手続の細部実施要領について (通達)」の解説について (通知)」は廃止する。

添付書類：別紙

海外渡航承認申請手続の細部実施要領

1 趣 旨

この要領は、隊員の分限、服務等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第59号。以下「訓令」という。）第15条の2の規定に基づく海外渡航承認申請手続の細部実施要領を定め、隊員の安全の確保及び情報保全の確保に留意するとともに、海外渡航承認申請手続の円滑な実施を図ることを目的とし、もって服務規律の維持に資するものである。

2 用語の定義

「承認権者」とは、隊員の勤務時間及び休暇の細部取扱いに関する達（陸上自衛隊達第24－9号（37.10.26））第4条に規定する所属長をいう。

3 海外渡航承認申請手続

- (1) 申請者は、渡航日の5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。次項第1号の日数を算出する場合において同じ。）前までに訓令別記様式第5の海外渡航承認申請書（以下「申請書」という。）及び行動予定を承認権者に提出するものとする。
- (2) 承認権者は、申請者から申請書を受理した場合において、速やかに承認又は不承認の判断を行い、訓令別記様式第6の海外渡航承認（不承認）書（以下「承認・不承認書」という。）を申請者に交付するものとする。

4 特定の場合の海外渡航承認申請手続

- (1) 申請者が、次のいずれかに該当する場合には、前項第1号の規定にかかわらず、渡航日の15日前までに申請書及び行動予定を承認権者に提出するものとする。
 - ア 申請者が次に掲げる隊員である場合
 - (ア) 1等陸佐、1等海佐又は1等空佐以上の自衛官
 - (イ) 7級（任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）別表において、行政職俸給表（一）7級及びこれに対応する各俸給表の職務の級をいう。）以上の隊員
 - (ウ) 指定職俸給表の適用を受ける隊員
 - イ 申請日において、外務省から渡航情報（危険情報）が発出されている国又は地域その他陸上幕僚長が別に指定する国又は地域に渡航する場合
 - ウ 申請する渡航先である国又は地域が、当該渡航日前6月以内に渡航した同一の国又は地域となる場合
 - エ 外国軍人、外国基地・施設等を訪問する場合で、次のいずれかに該当する場合

- (ア) 公式訪問に準じて取り扱われるおそれがあるもの
 - a 多数の隊員が同時に外国基地・施設を訪問する場合
 - b 招待を受けて外国基地・施設を訪問する場合
 - (イ) その他必要があると認められるもの
 - オ その他陸上幕僚長が別に定める事由に該当する場合
- (2) 承認権者は、申請者から第1号（エを除く。）に係る申請書を受理した場合には順序を経て、陸上総隊に所属する隊員（司令官を除く。）については陸上総隊司令官の、方面隊に所属する隊員（総監を除く。）については方面総監の、その他の隊員については陸上幕僚長の指示を受け、承認又は不承認の判断を行い、承認・不承認書を申請者に交付するものとする。
- (3) 承認権者は、申請者から第1号エに係る申請書を受理した場合には、順序を経て、陸上幕僚長の指示を受け、承認又は不承認の判断を行い、承認・不承認書を申請者に交付するものとする。

5 事後の海外渡航承認申請手続

- (1) 隊員が、訓令第15条の2第1項ただし書の規定による海外渡航をするときは、あらかじめ承認権者又は隊員の上司で承認権者が指定した幹部に連絡し、その指示を受けることに努めるものとし、帰国後速やかに、訓令別記様式第5の2の海外渡航承認申請書（以下「事後申請書」という。）を承認権者に提出する。
- (2) 承認権者は、申請者から前号に係る事後申請書を受理した場合には、当該内容を確認し、速やかに訓令別記様式第6の2の海外渡航承認（不承認）書を申請者に交付するものとする。
- (3) 承認権者は、前号の確認を行う場合において必要と認めるときは、隊員に対して事情等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

6 申請者への指導等

承認権者は、隊員の安全確保又は情報保全の確保等を図るため、申請者の官職・階級（級）、渡航先及び渡航目的等に応じ、指導又は注意喚起を行うものとする。

7 隊員への周知

承認権者及びその上級部隊等の長（以下「承認権者等」という。）は、海外渡航承認申請手続の円滑な実施を図るため、隊員に対して、海外渡航承認申請手続に関して周知を図るものとする。

8 一般旅券の確認等

承認権者等は、隊員から任意に旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第2号に規定する一般旅券の提出を求める等の方法により、海外渡航承認申請が適正に行われていることを随時確認するものとする。

9 報 告

- (1) 陸上総隊司令官、各方面総監、各部隊長及び各機関の長は、毎四半期、隷下承認権者分を集計し、付紙「海外渡航承認申請状況等報告書（人教定第216号）」により、毎四半期翌月20日までに、陸上幕僚長（人事教育部人事教育計画課長気付）に報告するものとする。
- (2) 承認権者は、隊員が渡航中であって、当該渡航先で、紛争、暴動、天災、事故（日本人が巻き込まれた航空機事故、車両事故等）等が発生した場合等、当該隊員の異常の有無を確認し、速やかに隊員の所属、階級、氏名、渡航先、渡航目的、渡航期間、行動予定等を順序を経て陸上幕僚長まで報告するものとする。

海外渡航承認申請状況等報告書（ 年度第 四半期分）

(人教定第216号)

(部隊名等：)

[illegible]